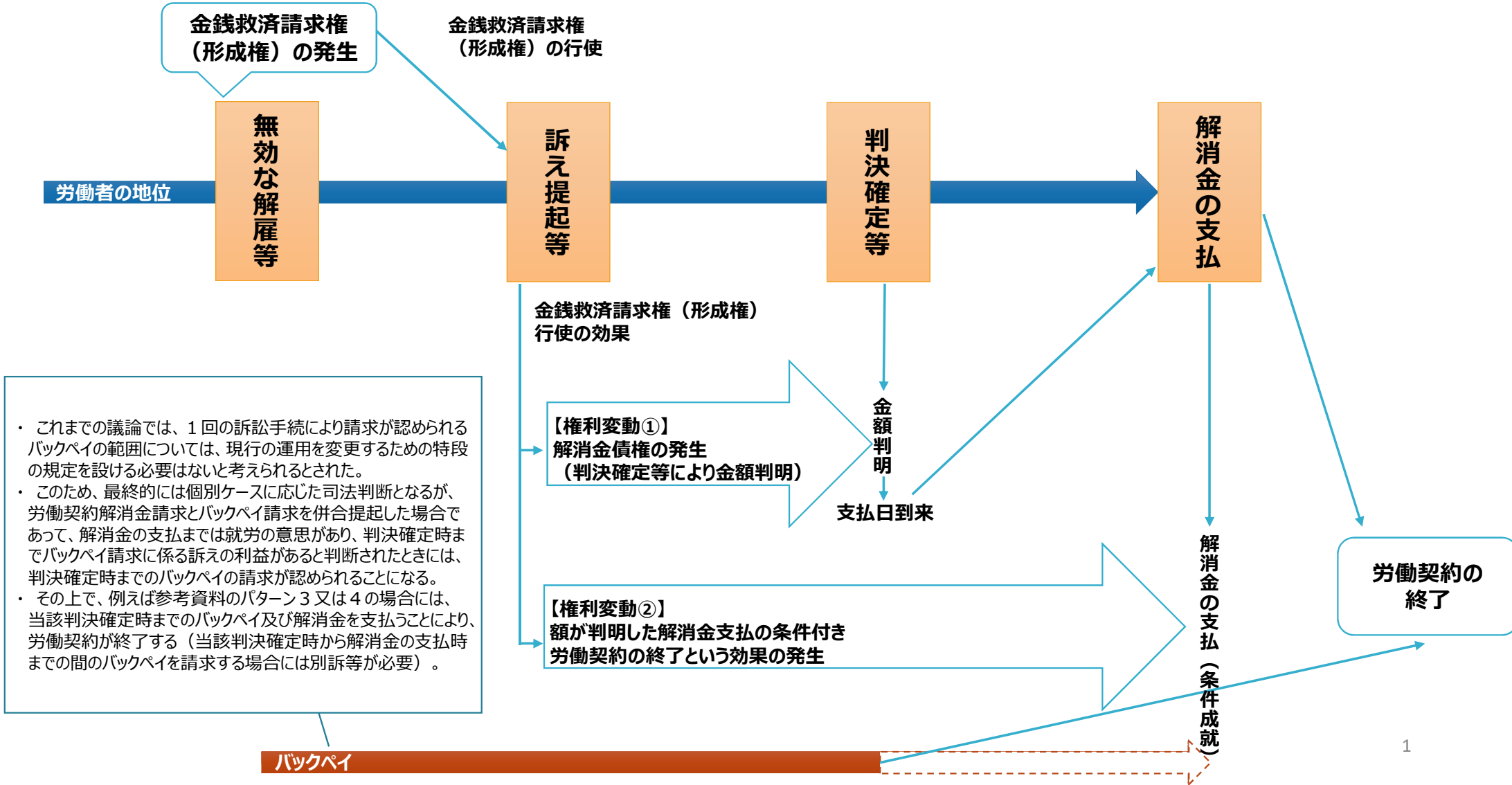


権利の法的性質のイメージ

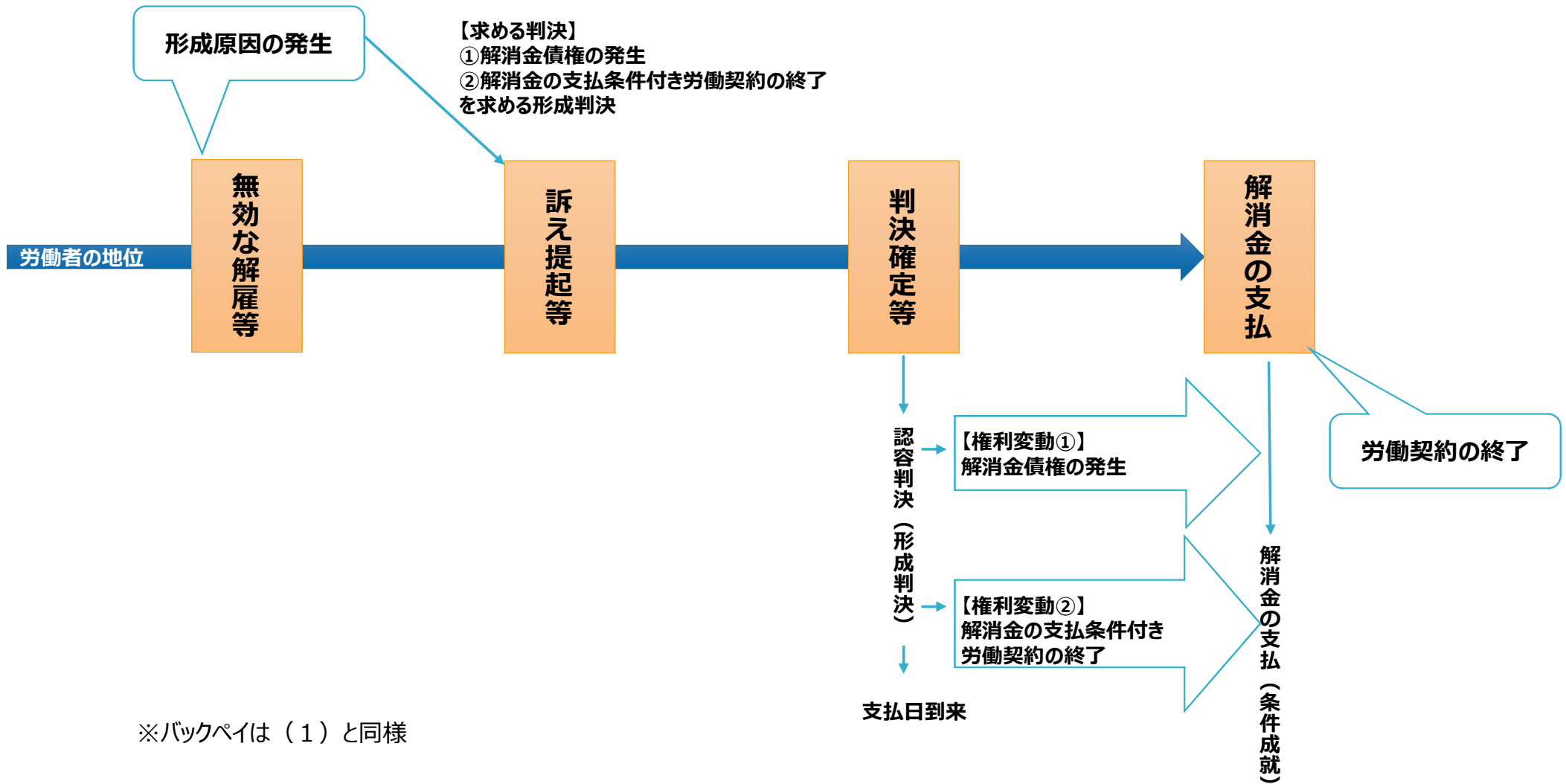
《別紙 1》

(1) 形成権とする場合【形成権構成】



- これまでの議論では、1回の訴訟手続により請求が認められるバックペイの範囲については、現行の運用を変更するための特段の規定を設ける必要はないと考えられるとされた。
- このため、最終的には個別ケースに応じた司法判断となるが、労働契約解消金請求とバックペイ請求を併合提起した場合であって、解消金の支払までは就労の意思があり、判決確定時までバックペイ請求に係る訴えの利益があると判断されたときには、判決確定時までのバックペイの請求が認められることになる。
- その上で、例えば参考資料のパターン3又は4の場合には、当該判決確定時までのバックペイ及び解消金を支払うことにより、労働契約が終了する（当該判決確定時から解消金の支払時までの間のバックペイを請求する場合には別訴等が必要）。

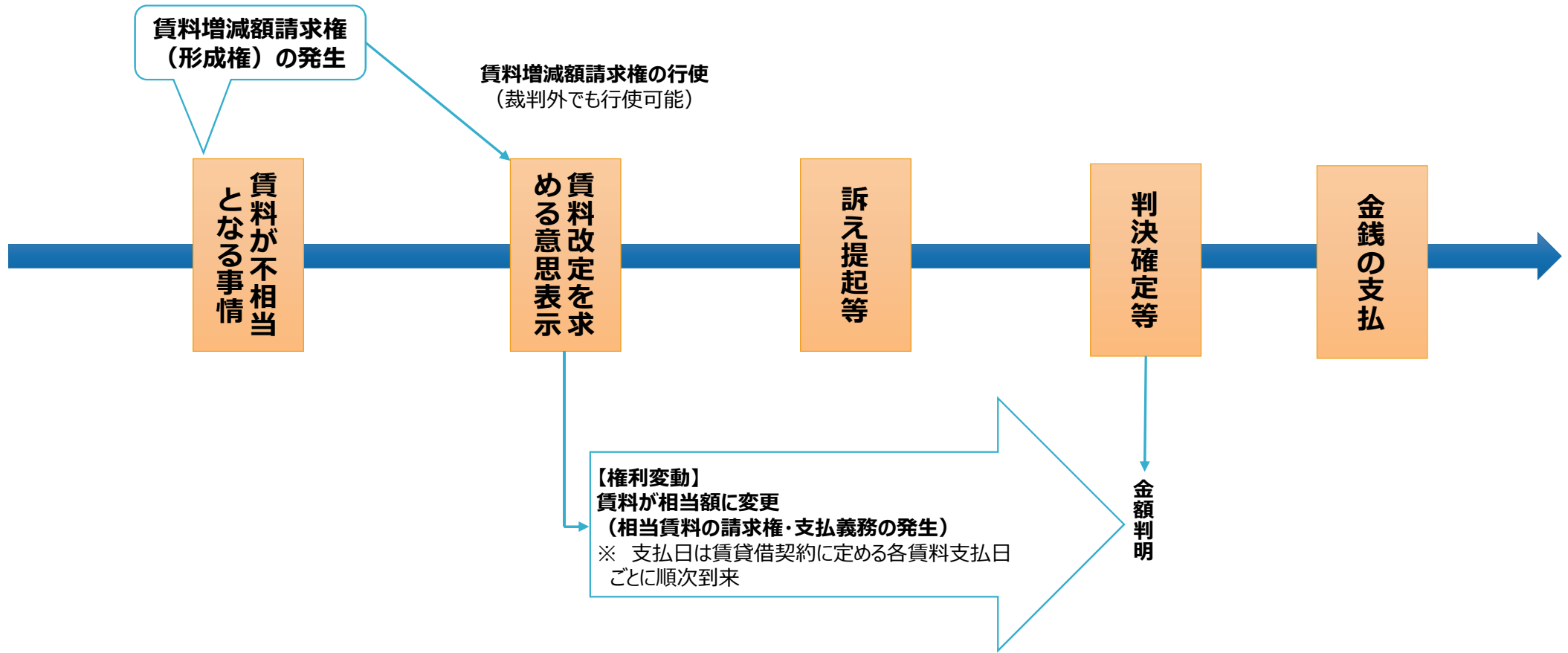
(2) 形成判決とする場合【形成判決構成】



※バックペイは(1)と同様

	(1) 形成権構成	(2) 形成判決構成
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 労働者の意思表示により解消金債権が発生することから、「解消金」名目による判決確定前の訴訟内外での和解や労働審判での調停等において柔軟な解決を図ることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 権利行使の方法を訴えの提起等に限ることと親和的であり、解消金債権は判決確定により発生し、同時に支払日が到来するため、権利変動が明確になる。 ◆ 解消金債権の発生と支払日の到来が同時のため、遅延損害金の起算日等の論点については結論を導きやすい。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 労働者の意思表示により解消金債権は発生するものの、その額については判決確定等によって判明するという特殊性を有することから、判決確定等前の状態について検討すべき論点（遅延損害金の起算日、使用者による弁済の可否等）が多岐にわたる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 判決確定まで解消金債権が発生しないこととなり、「解消金」名目による判決確定前の訴訟内外での和解や労働審判での調停が不可能となる（この場合でもなお、いわゆる解決金による和解等は可能であるが、その際には金銭の性質が「解消金」であることの付随的効果を得られなくなる）。 ◆ こうした構成が労働審判においても可能か検討が必要。仮に不可能となる場合、解消金に係る労働者の紛争解決手段の選択肢が訴えに限定されてしまうおそれ。 ◆ 将来的に裁判外での権利行使も可能とする場合には、権利の法的性質自体の見直しが必要。

【参考1】賃料増減額請求権（形成権）



【参考2】詐害行為取消権（形成判決） ～債務者から受益者への金銭の贈与があった場合～

